添付書類一覧表（検認時）

別紙　1

下記の書類が必要です。（証明書等につきましては、原本でのご提出をお願いいたします。）
なお、審査上、必要に応じて他の書類の提出頂くことがあります。

被保険者との続柄 ＼ 添付書類			①収入に関する証明書 課税所得証明書	①収入に関する証明書 源泉徴収票（昨年度分の写し）	①収入に関する証明書 ☆雇用証明⑥に記入欄あり	④在学証明書（原本）（予備校含む）	③住民票（続柄記載）	④戸籍抄本（本人と対象者）	⑤送金（銀行振込控）証明		☆⑥認定対象者被扶養者調書	⑦その他
配偶者	無職・無収入		○								○	
	給与収入と給与以外の収入のある場合		○	○	○						○	
	給与収入のみの場合			○	○						○	
内縁の妻	無職・無収入		○				○	○			○	
	給与収入と給与以外の収入のある場合		○	○	○		○	○			○	
	給与収入のみの場合			○	○		○	○			○	
子供	配偶者が被扶養者又は配偶者なし	高校生以下の者（18歳以下の専門学生含む）	検　認　不　要									
		上記以外の学生	○			○			別居時		○	
		15歳以上の学生でない者	○		○		○			○	○	
	夫婦共働き	高校生以下の者（18歳以下の専門学生含む）	検　認　不　要									
		上記以外の学生	○			○			別居時		○	※注1
		15歳以上の学生でない者	○		○		○			○	○	

※注1　被保険者の配偶者が被扶養者となっていない場合、配偶者の収入証明（状況）が必要です。

※　昨年度の源泉徴収票がない場合、又は、昨年と著しく収入金額が違う場合は、調書に理由をご記入の上、最近の給与明細3ヶ月分の写しを添付してください。

※　生活保護費受給者は、生活保護費支給証の写し（両面）を添付してください。

被保険者との続柄 ＼ 添付書類				①世帯全員の住民票（原本）	②公的年金通知等の写（老齢基礎・厚生・障害・遺族年金等）	③課税所得証明書	④在学証明書（原本）（予備校含む）	⑤対象者の配偶者の課税所得証明書	⑥対象者の配偶者以外の同居者の課税所得証明書	⑦送金証明（銀行振込控）		⑧戸籍謄本（原本）	⑨認定対象者被扶養者調書
被保険者の三親等内の親族	父　母（養父・養母）	60歳未満の者		○	○	○		○		別居時	○		○
		60歳以上の者		○	○	○		○			○		○
	祖父母・曾祖父母	60歳未満の者		○	○	○		○	○	別居時	○		○
		60歳以上の者		○	○	○		○	○		○		○
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母	60歳未満の者	別居は申請不可	○	○	○		○	○				○
		60歳以上の者		○	○	○		○	○				○
	弟・妹 兄・姉	18歳未満の者（学生）	兄・姉の別居は申請不可	○			○		○	別居時	○		○
		18歳以上～60歳未満の者		○	○	○	○	○	○		○		○
		60歳以上の者		○	○	○		○	○		○		○
	伯父・伯母 叔父・叔母	18歳未満の者（学生）	別居は申請不可	○			○		○			○	○
		18歳以上～60歳未満の者		○	○	○	○	○	○			○	○
	孫・曾孫・甥・姪	甥・姪の別居は申請不可		○	○	○	○	○	○	別居時	○	○	○
	内縁の配偶者の父母・子	別居は申請不可		○	○	○	○	○	○			○	○